

千葉市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地、法人の組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (9) 活動地域を示す図面
- (10) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団等ではないこと又はそれらと密接な関係を有する者が所属していないことを誓約する書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 千葉市内に事務所を有し市内でまちづくり活動を行っていること。
- (3) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
- (4) 業務を適正に遂行するために必要な組織体制及び人員配置並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有すること。
- (5) 業務を遂行するために関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。
- (6) 千葉県暴力団排除条例（平成 24 年千葉県条例第 36 号）第 2 条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団等ではないこと又はそれらと密接な関係を有する者が所属していないこと。

2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するとともに、法第 118 条第 2 項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第 4 条 法第 118 条第 3 項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により都市再生推進法人名称等変更届出書を受理した場合は、法第 118 条第 4 項の規定により当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、変更しようとする業務に関する計画書を添えて、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第 5 条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第 121 条第 1 項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、都市再生推進法人が前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項各号に該当していないことが判明したときは、第3条の規定による指定の取消しをすることができる。

2 市長は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、原則として、聴聞を行うものとする。

3 市長は、都市再生推進法人の指定を取消した場合は、都市再生推進法人指定取消書(様式第5号)により当該申請者に通知するとともに、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

都市再生推進法人指定申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 法人の住所
法人の名称
代 表 者 氏 名

印

事務所の所在地

都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 事務所の所在地、法人の組織図及び事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を記載した書面
- 8 法第 119 条に規定する業務に関する計画書
- 9 活動地域を示す図面
- 10 千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 2 条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団等ではないこと又はそれらと密接な関係を有する者が所属していないことを誓約する書類

様式第 2 号

千 第 号
年 月 日

都市再生推進法人指定書

法人の住所

法人の名称 様

千葉市長

年 月 日付で申請のあった件につき、審査の結果、適正であると認められるので、下記のとおり都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定による都市再生推進法人として指定します。

記

- 1 指 定 番 号
- 2 法 人 の 名 称
- 3 法 人 の 住 所
- 4 事 務 所 の 所 在 地
- 5 業 務 内 容

都市再生推進法人名称等変更届出書

(あて先) 千葉市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

印

都市再生特別措置法第118条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 指 定 番 号

2 変更する事項

法人の名称

住 所

事務所の所在地

そ の 他

※ 該当するに✓印を付けてください。

3 変更の内容

(1) 変 更 前

(2) 変 更 後

4 変更の理由

5 変更年月日

様式第 4 号

年 月 日

都市再生推進法人業務変更届出書

(あて先) 千葉市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

印

千葉市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 3 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指 定 番 号
- 2 変 更 の 内 容
 - (1) 変 更 前
 - (2) 変 更 後
- 3 変 更 の 理 由
- 4 変 更 年 月 日

様式第 5 号

千 第 号
年 月 日

都市再生推進法人指定取消書

様

千葉市長

年 月 日付け（文書番号）により都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定による都市再生推進法人として指定しましたが、千葉市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第 7 条第 3 項の規定により、その指定を取り消しますので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 指 定 番 号
- 2 法 人 の 名 称
- 3 取 消 理 由